

不当判決！

論点のすり替えと会社擁護の大阪地裁判決 課題提出は義務ではない、しかし、自宅待機除外は裁量権の範疇だ 「休業」「安全配慮義務」「労務提供義務の残存」には一切触れず

一昨年（2020年）8月5日提訴した「コロナ裁判」は、6月23日13時10分、大阪地裁708号法廷にて判決が言い渡され、原告の請求を棄却する不当な判断が下されました。

岩崎雄亮裁判長は、「自宅待機が勤務ではないこと、課題提出は義務ではないことを前提とした上で、さまざまなことを考慮しての判決である」と口頭でコメントし、不当判決を言い渡しました。

この裁判は、①「休業」としての「自宅待機」時に課題提出の義務がないにもかかわらず、提出を強要した上で、提出しないことを理由に自宅待機から除外したのは不法行為であるか否か、②勤務を変更して出勤させ、コロナ感染拡大の中にあつて必要以上に感染の危険に晒したことは、従業員に対する安全配慮義務違反に当たるか否か、を争点に約2年間大阪地裁で争われた案件でした。

判決で岩崎裁判長は、そもそも自宅待機が「休業」であったことについては一切評価を下していません。また、被告の山崎副所長が「課題をやらないから他の人を自宅待機に入れる」と明言し、竹腰所長も担当係長に「提出しない者は自宅待機に指定するな」と指示しているにも関わらず、掲示によって自宅待機に指定されるべき担務であっても自宅待機から除外し、他の担務に勤務変更しても「業務内容の指定に関する裁量権の範囲を逸脱したとは言えない」として、会社の差別的扱いを容認しました。さらに課題についても、内容に問題はない、量もわずかで短時間で処理できる、として会社が強要したことを容認しました。そして、他の担務への勤務変更によって自宅待機が割り当てられなかった不利益はあるが、元々予定されていた業務以上の負担はない、として「まあ、大したことはない」という判決内容でした。

「課題」は家族事情や言動その他と同じ？

会社が人事権を行使して勤務を指定する際、労働時間内における勤務の成果や態度のみを考慮し得るのではなく、勤務時間外における言動や家族事情その他の幅広い事情を考慮することができる。

したがって、勤務ではない自宅待機において課題を取り組んだ者を優先して自宅待機に指定したことは、一定の合理性があった。

判決を受けて、原告の萩原さんと柿本さんは「判決は酷い内容でとても受け入れられない。控訴して闘い、サービックのデタラメ性をさらに追及する」とコメント、7月早々にも手続きに入る見通しです。